俊期高齢者医療保険者の方へ

平成22・23年度の保険料率が決定しました

熊本県後期高齢者医療広域連合では2年ごとに保険料率の見直しを行っています。

均等割額 47,000円

所得割率 9.03%

保険料額(年額)=均等割額47,000円+所得割額 {(総所得金額-33万円)×9.03%} ※年額50万円が上限です。

保険料軽減は平成22年度も継続します。

所得が低い方や^{**}被用者保険加入者に扶養されていた方の保険料は、継続して軽減されます。 **被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

所得が低い方の軽減

◆保険料の均等割額(被保険者全員が等しく負担する保険料)の軽減 世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額が

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で、 被保険者全員が年金収入80万円以下(その他 各種所得がない場合)



保険料の均等割額を9割軽減

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯



保険料の均等割額を8.5割軽減

「基礎控除額(33万円)」+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)」を超えない世帯



保険料の均等割額を5割軽減

「基礎控除額 (33万円)」+「35万円×世帯 の被保険者数」を超えない世帯



保険料の均等割額を2割軽減

◆保険料の所得割額(所得に応じて負担する保険料)の軽減 被保険者の総所得金額が

「基礎控除(33万円)」+58万円を超えない方



保険料の所得割額を5割軽減

被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減

被用者保険加入者に扶養されていた方も、保険料の軽減があります。 特別措置として、当分の間は保険料の均等割額が9割軽減されます(所得割額はかかりません)。 対象となる方…資格を得た日の前日に、被用者保険加入者に扶養されていた方

お部屋探しのパートナー



阿穌不動産賃貸管理室有限 フォーフ

=ご来店のご案内=



(社)全国宅建建物取引保証協会会員 (社)熊本県宅地建物取引業協会会員 賃貸不動産管理業協会会員 移住・住みかえ支援機構会員 熊本県知事免許(6)2807

CHECK

契約者優先につきお早めに!! 各物件の詳細については、ご来店のうえ 納得のいくまでお確かめ下さい。

26(0967)**22-4660**

平成22年度

後期高齢者医療保険料のお支払い方法について

後期高齢者医療の保険料は、**特別徴収**(年金からの差し引き)又は**普通徴収**(納付書又は口座 振替)によりお支払いいただいています。

平成22年度の保険料のお支払い方法については、次のとおりとなりますのでご確認ください。

特別徴収の方

平成22年4月より特別徴収により保険料をお支払いいただきます。 ※ 申し出により口座振替へ変更することができます。

普通徴収の方

平成22年7月より**普通徴収**により保険料をお支払いいただきます。

また、現在普通徴収の方(年金受給額が年間18万円未満の方を除く)で、平成21年4月2日 以降に75歳の誕生日を迎えられた方は、平成22年度途中から特別徴収となります。

※なお、年度途中に転入された方など状況によっては、年金天引き対象とならない場合があります。

平成21年度中に特別徴収から

談くださ

20

7村を越える転居をし3年4月から平成21年

年7

月

末ま

で

 \mathcal{O}

間

 \mathcal{O}

の窓口までご具体的な手ます。支給の

た方

他市成

れの町

医療保険

制度

か

ら後期高

齢

者

医

療制度に

普通徴収へ変更となった方へ

平成22年度は、7~9月は普通徴収となり、10月以降 は特別徴収により保険料をお支払いいただくこととなります。

所得の変更により保険料や一部負担金が 変更となる場合があります。

過去に遡って所得が変更となる場合、過去の保険料や一 部負担金の額が変更となり、差額分の納付書が届く場合が あります。

~ 特別徴収されている方へ~ 口座振替へ変更することが できます。

後期高齢者医療保険料を特別徴収 によりお支払いいただいている方ま た新たに特別徴収によりお支払いい ただく方は、申し出により口座振替 への支払方法の変更ができます。

尚、既に申し出を行っている方は 再度申し出の必要はありません。

旨のお知 申 支|か平 相続 対 を送付しております。 手続きについての の 請 きやご不明 象となるか か成 対 書は、 対 **つ** 20 象となる方 た医 知らせができない場、次に該当する方に 象となる被保険 年 4 高齢者支援課 原保か のな点に どうかご確 険 と介護 平 成 留 の 営者の 11 21 \mathcal{O} 環保険の 意点 お 認い て 窓 知 は、 合がは、 方には、 口 、下記の ら かあります。申請の対象 自

提

出

してくださ

対象となる

まで 1己負担なでの16

入院時の食事負担や差額べ

ット代は含みま

額 を

基準額

を超

えた場合に、

た医

療

保療

険制

度の

保入

護 加

の超えたの超えた

金担が

そ険

療·高額介護合算療養 費制

#

世医 帯療 の لح 介護 負担を軽減 の 両 方 がする制 0 サ Ì 度が え 始まりまし を 利 用 T 1)

る

【問い合わせ】高齢者支援課 高齢者医療係 ☎22-3145